

世田谷フェンシングクラブ 会則

- 第1条（名称） 本会は世田谷フェンシングクラブと称し、事務所を総務委員長宅に置く。
- 第2条（目的） 本会はフェンシング活動を主体として会員の競技向上並びに親睦を図るとともに地域社会の文化発展に寄与することを目的とする。
- 第3条（方針） 本会は次の方針を守り活動する。
1．社会体育に関する事業を行うことを主たる目的とする。
2．営利を目的とする活動をしない。
3．特定の政党・宗教を支持し、又は反対する活動をしない。
4．その他社会教育団体としてふさわしくない活動をしない。
- 第4条（事業） 本会は目的達成のため下記の事業を行う。
1．他地区の団体との親睦、交流。
2．練習会、講習会、競技会、体育及びレクリエーション、その他で目的達成に必要と認めた事業の実施。
- 第5条（会員） 本会の会員は健全なフェンシング競技の発展、技術の向上を目指すことに賛同する者を以って組織する。
- 第6条（役員） 本会に下記の役員を置き任期は一年とする。但し、再任を妨げない。役員は総会において選出する。
代表 名・コーチ数名・その他役員
必要に応じ、本会に顧問・相談役を置くことができる。
- 第7条（会議） 本会は下記の会議を置く。
1．総会（年に1回） 2．役員会 3．定例会
会議は会員の半数以上の出席で成立し、出席者の過半数以上の賛成で議決する。但し、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 第8条（経費） 本会の維持経費は会費及び雑収入、寄付金をもって充てる。
年会費は 活動計画により総会を持って決定する。
練習会の会費は参加する人数により総会を持って決定する。
臨時経費が発生したとき会議をもって金額を決定し徴収する。

第9条（予算） 本会の予算、決算は総会の承認を得なければならない。

第10条（期間） 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わり翌年1月にその決算報告書を作成し会員の決済を受ける。

第11条（入退会） 本会に加入、もしくは退会する時は、代表、及び役員会の承認を受けなければならない。

第12条（賞罰） 本会の会員で趣旨に反する行動をなし、著しく会の体面を汚した者は役員会において除名することができる。復帰は理事会の承認を受ける。

第13条（会則） 本会の会則変更は総会の決議による。

付 則

国際フェンシング連盟のルールに従う。

会員はスポーツ安全傷害保険に加入する。

上記のとおり改正いたしました。

平成22年1月1日

以上